

六枚町地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		六枚町地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市六枚町、芳斉2丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約0.3ha	
まちづくりの目標		<p>六枚町は、藩政初期から町人の町であり、宅地税の地子銀が6枚であったことに由来している町名は、平成16年6月に復活した。</p> <p>金沢駅近くにありながらも、鞍月用水沿いではアユ、ホタル、カルガモ等が見られる自然環境豊かで閑静な住宅地であり、住民同士が助け合い、高齢者を尊敬し、子供たちが伸び伸びと育つ人情味溢れる町である。</p> <p>本まちづくり計画は、六枚町のキャッチフレーズである「きれいな町、笑顔のたえない町」として、住環境を維持・保全し、さらに住み良いまちづくりを目標とするものである。</p>	
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 「住民同士が助け合い人情味のある」まちづくり</p> <p>(2) 「落ち着き、安心して子育てができる」まちづくり</p> <p>(3) 「鞍月用水と調和した街並みを守る」まちづくり</p>	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	沿道地区
		面積	約0.04ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 畜舎</p> <p>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p>	
		<p>(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(6) 風営法第2条第6項第3号及び第5号（店舗型風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p>	—

土地 利 用 等 の 制	新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に六枚町町会と協議しなければならない。
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。 (3) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 (5) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (6) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力をし、良好な近隣関係の醸成に努める。

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、令和元年7月16日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

- これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。